

## 日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定に関するお知らせ

平成20年11月21日  
経済産業省

日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定（以下「AJCEP 協定」）は、平成20年12月1日に我が国とシンガポール、ベトナム、ミャンマー、ラオスとの間で発効します。

今般、シンガポール政府から、AJCEP 協定発効日に原産地証明書の発給システムの整備が完了しない見込みである旨連絡がありました。AJCEP 協定発効後当面の間シンガポールにおいて AJCEP 協定原産地証明書が発給されないおそれがある点にご留意ください。

日本政府としては、シンガポール政府に対して、発効日から直ちに原産地証明書の発給を含む協定の完全な実施がなされるよう要請中です。

現時点でシンガポール政府から伝えられている内容は、概要以下のとおりです。

- ① AJCEP 協定発効日に原産地証明書の発給システムの整備が完了しない見込み。
- ② 原産地証明書の発給準備を鋭意進めているところであり、遅くとも来年1月1日から原産地証明書の発給（遡及発給を含む）は可能となる見込み。
- ③ 他の締約国で発給された原産地証明書は、12月1日以降シンガポール税関が受理する予定。

なお、遡及発給された AJCEP 協定の原産地証明書の受け入れについては、各締約国により国内法令等が異なりますので個別にご確認ください。

また、AJCEP 協定が発効した後も引き続き日シンガポール新時代経済連携協定を利用することが可能です。

注：発効日以降の日本への輸入について、AJCEP 協定の利用に際してはお近くの税関に御照会下さい。

以上